



米国ティーンプレグナンシー事情

ニッセイ基礎研究所 ニューヨーク事務所 主席研究員 熊坂 有三

I. 老人の貧困から子供の貧困へ

現在米国では毎年100万人以上の10代の少女が妊娠し、50万人以上の赤ん坊を生んでいる（注1）。米国はかつて“老人の貧困”問題を社会保障制度、メディケアなどの医療制度改革で対処してきたが、今は少女（18才未満）の未婚の母の増大による“子供の貧困”問題を福祉制度の改革で解決せざるをえなくなっている。しかし、福祉制度改革の必要性に関する合意は人々の間であっても、如何にそれを行うかとなると人々、議会、政府の間に合意はない。

まず最初に、1996年3月にDemocratic Leadership Councilが発表した“Reducing Teenage Pregnancy”的ハンドブックとPlanned Parenthood Federation of America, Inc.の調査結果から米国のティーンプレグナンシーの実態をみてみよう。

1：20才までに米国の少女の43%は少なくとも一度は妊娠を経験している。1988年には15-19才の少女の11.3%、15-17才の少女の7.4%が妊娠した。

- 2：毎年約120万の少女が妊娠し、そのうち約半数は子供を出産する。そして約40%が人工流産を行い残りが自然流産に終わる。
- 3：1993年において10代の母の72%が未婚である。
- 4：未婚の10代の母の77%は出産後5年内に福祉制度の保護をうけるようになる。
- 5：Aid to Families with Dependent Children (AFDC)から保護をうけている43%の女性は17才以下で最初の子供を出産している。
- 6：1993年において630万の子供が未婚の母と暮らしている。人種別にみると、白人の子供の21%、ヒスパニックの子供の32%、アフリカ系アメリカ人の57%が単身の未婚の母と暮らしている。
- 7：連邦政府は10代の未婚の母家庭に福祉手当、フードスタンプ、メディケイドなど340億ドルを現在使っている（Califano, 1995）。
- 8：10代の少女に子供を作らせた相手の男の約70%が成人。
- 9：多くのティーンプレグナンシーが貧困から抜け出せないでいる。現在約9百万の子供が福祉保護をうけている家庭におり、これらの子供たちが自分たちの親と同じように再び福祉保護をうける可能性が非常に高い。

(注1) 以下文中のティーンプレグナンシーに関する統計は“Reducing Teenage Pregnancy”的ハンドブック、あるいはPlanned Parenthood Federation of America, Inc.のFact Sheetによる。

米国のティーンプレグナンシーの率は先進国の中で最も高い。それは英国、フランス、カナダの2倍、スウェーデンの3倍、オランダの7倍にもある。日本のティーンプレグナンシーのデータは手元にないが、10代に限らず日本全体の未婚の母が生んだ子供の数が1994年において14,700人であるのと米国の14才以下の少女が1988年に生んだ子供の数が12,554人であることを比較すれば、米国の人口が日本の約2倍とはいえ米国社会の異常さに気がつく。そして米国政府が“Putting Children First”的スローガンを掲げるのも理解できる(WuDunn, 1996)。

表－1 10代少女の妊娠、出産、人口流産、自然流産状況

(単位：千人)

妊娠	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991
15才未満	29	29	27	29	30	30	29	28	27	28	27	28
15-17才	446	424	405	392	378	385	385	386	389	375	369	362
18-19才	699	678	653	628	605	596	579	571	599	626	632	609
合計	1174	1130	1085	1049	1013	1011	993	985	1015	1029	1028	999

出産	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991
15才未満	10	10	10	10	10	10	10	10	11	11	12	12
15-17才	198	187	181	173	167	168	169	173	177	181	183	188
18-19才	354	340	333	317	303	300	293	290	302	325	338	331
合計	562	537	516	500	480	478	472	473	490	517	533	531

人工流産	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991
15才未満	15	15	15	16	17	17	16	14	14	13	13	12
15-17才	183	176	168	166	161	166	165	161	158	139	130	118
18-19才	261	257	250	245	238	234	224	221	234	232	221	196
合計	459	448	433	427	416	417	405	396	406	394	361	326

自然流産	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991
15才未満	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
15-17才	65	61	55	53	51	51	51	53	54	55	56	56
18-19才	84	81	70	66	64	63	62	61	63	68	73	73
合計	152	145	128	122	118	117	116	117	120	126	132	132

出所：Monthly Vital Statistics Report, Vol.43, No.11(s), May 25, 1995

II. 人生の悪循環

高校教育を終了する前に子供を作った未婚の母の80%は貧困層に属している。10代の未婚の母になれば高校を卒業するのが困難になり、教育不足から良い仕事をえることが難しくなる。また彼女らの結婚も難しくなり、結局福祉の保護を受け貧困から抜け出すことが難しい。そしてその子供たちもその親のように再び10代の未婚の母になりやすいという世代をつうじての人生の悪循環が見られる。マサチューセッツ州の昨年の調査によれば10代の少女が初めて未婚の母になった時、彼女らの55%が政府基準の貧困水準以下におり、そのうちの77%が次の5年間も貧困水準以下にいる。ましてほとんどの10代の未婚の母の所得は貧困水準の50%以下である。彼女らの教育との関係でみると、10代の時に子供を生んだ少女の半分以上が高校を卒業していない。教育と貧困の相関関係は強く、女性が高校を卒業し20才以降に子供を作った場合彼女らの子供が貧困水準以下の生活をしている割合は8%にすぎないものの、高校を終了せず10代で子供を作った時、その子供たちが貧困水準以下の生活に陥る率は79%と非常に高い(Simon, 1994)。

このような10代の未婚の母の増大の原因として家族価値の崩壊、低所得者層にとっての経済、社会環境の変化、行き過ぎた福祉政策などが考えられる。クリントン大統領は今年の年頭の一般教書演説の中で、貧困、犯罪、麻薬、教育の失敗などの多くの社会問題の影には10代の未婚の母の問題があると指摘し、社会的価値を強調し非政府的解決を示唆した。そしてティーンプレグナンシーの問題が福祉制度改革の中の主要なテーマの一つとみるや、以前に公衆衛生局長官の候補となったヘンリーフォスターを今後10年間にティーンプレグナンシー率を3分の1にまで減らす草の根キャンペーンを行うリーダーに指名した。クリントン

はこの問題はワシントンでは解決できず、指導者が国を駆け巡り少女たちと1対1で話し合い対処していかなければならないと言う。これはまさにクリントンが96年の一般教書演説の中で強調した価値と社会問題に対する非政府的解決策の実施である。

表-2 未婚の母の比率

	(単位:パーセント)											
	1960	1970	1980	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993
20才未満	15	30	48	59	61	64	66	67	68.3	69	71	72
20-24才	5	9	19	26	29	31	33	35	37	39	41	42

出所：“Reducing Teenage Pregnancy; A Handbook for Action”
Democratic Leadership Council, March 1996, pp.21.

III. 困難な福祉制度改革

ティーンプレグナシーの増加が家族の価値の再定義、福祉制度の改革につながることはいうまでもない。家族の価値が崩壊した一つの原因にはクリントンらのリベラル派に一部の責任がある。彼らは離婚した母、未亡人、未婚の母をそれぞれ区別することなく彼女等を一括して“single mother”と呼び、これらの間にあるモラル、実質的な差を崩壊させた。「End welfare as we know it (今こそ行き過ぎた福祉に終止符を)」とクリントンは1992年の大統領選挙キャンペーンの時から言い続けているものの、そのたった4年前のアーカンソー州知事時代のクリントンは福祉改革の重要な法案のFamily Support Act(1988)の熱心な提唱者であり、福祉保護の拡大を推進していた。この法の下にJob Opportunities and Basic Skills (JOBS)というプログラムができ職業訓練、児童保護義務(Child support enforcement)などが拡大された。しかし、現在900万人の子供が福祉をうけている家庭により、その少女たちの多くが自分たちの母親と同じ人生を歩む確率が高いことをすれば、特に10代の未婚の母が再び10代の未婚の母を作りだす悪循環を断ち切ることが今回の

福祉制度改革の主要テーマの一つになったことはうなづける。これは単に政府の福祉への支出増を防ぐというよりも将来の米国社会の形成にとって緊急な課題である。まして医療改革に失敗したクリントンにとって今回の福祉制度改革の失敗は許されない。

今回の福祉制度改革に関する議会とクリントン政権の考え方をみると、共和党主導の下院を通過した福祉改革案はいわゆる“懲罰的解決案”である。すなわち“family cap”と呼ばれるように福祉保護を受けている間に更に子供をつければその子供に対する追加的なベネフィットを政府は拒否でき、また未成年の未婚の母への金銭的ベネフィットを拒否するという対策である。確かに、保守的な共和党議員が言うように自分で子供の世話をできない時に更に子供を作り福祉に頼るというのは明らかに間違っている。現在すでにニュージャージー州など10州では“family cap”を導入している(Kramer,1995)。しかし、仮に彼らの言うようにすれば“結婚の価値”を再認識させることはできるかもしれないが主要な目的である“ティーンプレグナシーの減少”を達成することは難しい。事実、ニュージャージー州のラドガース大学の調査によれば、“family cap”と10代の少女も含めた未婚の母の減少との相関関係はない。むしろ金銭援助の減少から彼女らの妊娠が減るよりも中絶が増える危険がある。家族あたりの金銭的援助が減れば、彼女らは長時間働かざるをえなくなる。しかし彼女らの低賃金を考えれば政府からの援助削減を相殺することは難しい。まして彼女らが働いている間に子供の世話にかかる費用を考えればなおさらのことだ。それゆえ金銭的懲罰は彼女らの教育、ジョブ訓練への道をいっそう閉ざすことになるだろう。このような“懲罰的解決策”を持ち出す保守派は少なくとも二つの誤った前提にもとづいている。一つは未婚の母になる大きな理由は福祉援助を受けられることであり、二つめは懲罰によって彼女らの意志決定に影響を与える

ことができるというのだ。また保守派には孤児院などの施設をつくる案もあるが、福祉制度が父親なき家庭を助けるためにデザインされている現実を考えれば、孤児院のような施設が更に母親もなき家庭の形成になることを考えるべきだ。

一方リベラルなクリントン政権は“親としての責任”的自覚をもとめてティーンプレグナンシーの問題を解決しようとする。彼らの立場は親に責任があっても生まれてくる子供には責任がないのだから子供を罰するようなことはすべきではないというものだ。政府の政策は10代の未婚の母が福祉保護をうける条件に焦点をあてている。例えば、彼女らが金銭的援助をうける場合には彼女らは両親あるいは保護者と同居し、学校に通っていなければならないなどである。デラウェアー州、ジョージア州、ミシシッピー州などではこの事すでに実施している。リベラル派の従来の考え方とはティーンプレグナンシーをなくすための社会的価値を重視するよりも、コンドームの配布などのセックス教育に重点をおいてきた。10代の未婚の母が親と通常のように一緒に暮らせば問題はないであろう。しかし、現実問題として彼女らの親も貧困のケースが多く彼女らが同居すれば生活環境はいっそう悪くなる可能性がある。実際に低所得者層における家庭内の性的、肉体的な虐待のケースは多い。例えば、ワシントンではAFDCの保護を受けている人達の60%が性的あるいは肉体的虐待をうけている(Blank, 1995)。このように、共和党支配の議会、クリントン政府もティーンプレグナンシー減少の適切な福祉政策を打ち出していない。ではどのような政策がティーンプレグナンシー減少にとってよいのだろうか。それを考える前にティーンプレグナンシーをもたらした男はどうしているのだろうか？

表－3 10代の少女の出産率

(単位：千人当たりの出産数)

	1960	1970	1980	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993
15-17才		38.8	32.5	31	30.5	31.7	33.6	36.4	37.5	38.7	37.8	37.8
18-19才		115	82.1	79.6	79.6	78.5	79.9	84.2	88.6	94.4	94.3	92.1
15-19才	89.1	68.3	53	51	50.2	50.6	53	57.3	59.9	62.1	60.7	59.6

出所：“Reducing Teenage Pregnancy; A Handbook for Action”
Democratic Leadership Council, March 1996. pp 21.

IV. 男の責任は？

1988年に15-17才の少女の生んだ子供の父親の75%が成人である(N.Y.Times editorial 8/6/95)。ティーンプレグナンシーが少女だけの問題でないことは明らかである。政府は相手の男から強制的に養育費を徴収するために年間20億ドルを使い、4万人の役人を使っているもののそれに見合う金を彼らから徴収することは不可能である(Schiffren, 1995)。ティーンプレグナンシー率が全米平均の11.1%に比べ15.4%と非常に高いカリフォルニア州ではこれらの無責任な男を“statutory rape”的罪で捕らえようとしている。Statutory rapeというのはたとえ少女が合意しても、ある一定以下の年齢の時にはその少女と関係した成人の男は罰せられるという法律である。カリフォルニア州の調査では未婚の10代の少女から生まれてくる子供の父親の60%が成人である。11-15才の少女の場合でも相手の51%が成人である。そのため、1995年にピートウイルソン州知事は1,200万ドルをティーンプレグナンシー防止対策に使い、そのうちの240万ドルを18才以下の少女に子供を作らせた男の追跡に使用した。知事は96年には更に600万ドルを使用してそれらの男を追跡し彼らをStatutory rapeの罪で監獄に入れることを考えている。カリフォルニア州の州議員のルイスカルデラはこのstatutory rapeに対して5年以下の実刑と同時に金銭的解決の民事訴訟を提案している。Statutory rapeの対象になる少女の年齢の上限は州によって異なる。18才

が14州、17才が5州、16才が27州とコロンビア特別区、15才が2州、ハワイとペンシルバニア州では14才である(Edmonds,1996)。しかし、これを始めると医療施設が少女のパートナーの男探しの取り調べ官の役目をしなければならない。また少女が自分の年を偽っていた可能性も考慮しなければならない。こうなると大きなコストがかかる一方本来の目的であるティーンプレグナンシー減少の成果が上がらない恐れがある。

確かに10代の未婚の母を作りだした相手の男を罰することには誰も文句は言わないが、それは現実的な良い対策とは思えない。これらの男が政府に支払う金があれば、相手の少女達の面倒をもっと良くみているだろう。彼らのほとんどは失業かそれに近い状態といえる。リベラル派が言うように、このような男たちから金をとることは石から血をだすことに等しいかもしれない。むしろ最近カリフォルニア州のビルロッキヤー議員が提案した法案のようにティーンプレグナンシーを減らすべきキャンペーンをメディアが行うほうが有効であろう。

V. 難しい解決策

未婚の少女に子供をつくらせた男たちをかりにクズとしても、見逃せない事実はあまりに多くの少女たちが妊娠し、人工的に流産をしたり子供を生んでいることだ。少女たちが未婚の母になるということは彼女らの一生がほとんど貧困で終わってしまうことを意味する。更に彼女らから生まれた子供たちは生まれた路地だけの世界で育ち、成長に大事な社会化ができない。これは少女らが幼すぎる無知から、自らの人生ばかりかその子供の人生に対してもある種の自己破壊的な決定を行ったといえる。

保守派、リベラル派の解決策を越えてこれらの未婚少女の母の人生、もっと重要なのは彼女らの

子供の人生を変えられる代替案を考えだすことだ。ティーンプレグナンシーを減少させるのは懲罰的な金銭的援助の削減ではなく、コンドームの配布、避妊教育などでもない。また彼女らが飛び出してきた家に戻すことでもない。その代替案とはもしも少女たちが未婚の母の道を選んだならば彼女らの将来の人生がどのようなものになるか、そのリスクを正しく教えることだ。そして少女らに人生への期待、夢をいだかせることだ。これにより少女たちが福祉にたよる未婚の母になるより教育、仕事、結婚の望ましさを理解することが望ましい。

しかし、人間いくつになっても人生のリスクを理解することは難しい。まして、10代の少女にそれを言葉で理解させることは不可能とは言わぬが非常に難しいことだ。こう考えると米国の“家族の価値”的崩壊が如何に大きな社会的影響を与えているかがわかる。

The Progressive Policy Institute(PPI)では保守派、リベラル派とは異なり従来のマタニティーホームに相当する second-chance homes を設立し、グループとして未婚少女の母と彼女らの子供を教育する案を提出している(Sylvester,1995)。そのホームでこれらの少女たちは養育、規律、社会化の3つの基本的なことを通じて社会的価値を学び、福祉をうけることにより生じる義務、責任と互恵の考え方を教わる。この結果として、少女らが家族のきずなを強め、よき母になり、学校も終了し、社会の労働力として社会に出ることをPPIは想定している。このような草の根的なティーンプレグナンシー減少の対策が現実的なのかもしれない。しかし、かりにこれが成功するとしても非常に長い時間がかかることはいうまでもない。

ティーンプレグナンシーの増大は米国の福祉制度の失敗の象徴であると同時に米国社会の“家族の価値”的崩壊”の再定義、再確立を求めている。本屋に行けば家族の問題に関する “How to” ものの本があふれている。最近出版されたメリーパイファーの “Rebuilding Our Families” によれば 1990 年

代のカルチャーは多くの家族にとって対応するのが難しくなっているという。そして親が子供達をいかにセックス、犯罪、アルコール、ギャンブルなどから守るか困惑しているという。無理もない。昨年の6月にはワシントンD.C.において裁判所がゲイのカップルに4才の少女を養女にすることを認めている。イリノイ州の裁判所でもレズビアンのカップルの一人に人工受精から子供をもうけることを認めている。この3月にはサンフランシスコでは176のゲイ、レズビアンのカップルが教会で結婚式をあげ結婚証明書を市から得ている。一体米国社会はこれからいかなる“家族の価値”をつくりだしていくのであろうか？

参考文献

- Blank, Rebecca M. "Beyond Social Policy : Unwed Mothers Need Role Models, Not Roll Backs", The Wall Street Journal 3/7/95.
- Califano, Joseph A. "The Medicalization of Teen Pregnancy" Washington Post 2/8/95.
- Democratic Leadership Council "Reducing Teenage Pregnancy: A Handbook for Action" March 1996.
- Editorial "Illegitimacy; Pregnancy Obstetrics" New York Times 8/6/95.
- Edmonds, Patricia "Teen pregnancy revives laws on statutory rape" USA Today 3/28/96.
- Kramer, Michael "The myth about welfare moms" Time 7/3/95.
- Pipher, Mary The Shelter of Each Other: Rebuilding Our Families, Grosset/Putnam, 1996.
- Planned Parenthood Federation of America, Inc. "Fact Sheet" June 1993.
- Schiffren, Lisa "Penalize the unwed dad? Fat chance" New York Times 8/10/95.
- Simon, Paul "We Can Do Better" National Press Book 1994, pp104.
- Sylvester, Kathleen "Second-Chance Homes" Progresive Policy Institute 6/23/95.
- WuDunn, Sheryl "Stiguma Curtails Single Motherhood in Japan" New York Times, 3/13/96.